

## 名張市総合計画審議会条例の一部改正について

### 1. 改正の趣旨及び背景

本年度に実施します名張市総合計画（以下、「総合計画」といいます。）の見直しに当たり、多様化・複雑化する行政課題に対応する計画策定に向けて、専門性や多様な視点を有する外部有識者を中心に柔軟な人材登用を可能とし、調査審議機関として効果的に議論を進めることができる体制を確保するために、名張市総合計画審議会の所掌事項を明確化し、及び委員定数の見直しも含めた委員構成について整理することを目的として、名張市総合計画審議会条例の一部を改正しようとするものです。

なお、本年度の総合計画の見直しにおいては、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、本市の人口減少対策や地域経済の活性化などの基本的な方向性を定める「なばり新時代戦略 デジタル田園都市構想総合戦略版」を含んだ一体的な計画の策定を進めることから、当該戦略の策定及び効果検証を行う名張市地域活力創生会議については、その機能を名張市総合計画審議会に統合することとします。

### 2. 改正の内容

(1) 審議会の設置について、調査及び審議する事項を次のとおり定めます。

ア 総合計画の策定に関すること

イ 総合計画の取組状況及び効果の検証に関すること

(2) 名張市総合計画審議会の委員は10名以内、学識経験のある者その他市長が必要と認める者に改定します。

### 3. 施行期日

公布の日から施行します。